

令和5年9月14日

報道機関各位

介護保険料の遡及賦課誤りについて

長寿社会部介護保険課

1 内 容

平成27年4月の介護保険法改正(第200条の2)により、介護保険料は、各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後は、賦課決定を行うことができないと規定されました。

この最初の納期について、特別徴収(年金から天引き)の場合には、年金保険者が市に納入する期限である5月10日をシステム設定すべきところ、普通徴収(納付書・口座振替)の第1期納期限である7月末日で設定していました。

このため、特別徴収の方の保険料を変更(遡及賦課)できる期間は、対象年度の2年後の5月10日までとなりますが、これを経過した6月以降において変更(遡及賦課)していたことが判明しました。

2 対象保険料

平成29年度から令和4年度に変更(遡及賦課)した平成27年度から令和2年度保険料

3 対象件数及び金額

(1) 賦課誤りにより保険料を増額更正した件数及び金額

36件 718,500円

(2) 賦課誤りにより保険料を減額更正した件数及び金額

62件 1,667,000円

3 今後の対応

・保険料を納付済みの過大賦課対象者の方には、お詫びの文書とともに還付手続き開始をお知らせする文書を発送し、今後、速やかに還付手続きを行います。

・過少賦課対象者の方には、介護保険法により賦課決定できる期間（2年）を過ぎていることから、保険料の返還は求めないこととします。

5 再発防止策

法改正の際には、複数の職員でシステム設定の必要の有無などの対応を検討し、その対応を確実に実施できるよう、システム業者との連携体制を整え、再発防止を徹底してまいります。

6 その他

本件は、全国の自治体で同様の事案が相次いでいることから、本市においても調査したところ、判明したものです。

問い合わせ先 介護保険課 Tel.0270-27-2742